写

第７回 JSPO インテ発第 171 号
令 和　８　年　２　月　２０　日

都道府県スポーツ協会　事務局長　様
都道府県スポーツ少年団　本部長　様
都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会　代表者　様

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長　　岩　田　史　昭

公益財団法人日本スポーツ協会
日本スポーツ少年団
本部長　　益　子　直　美

総合型地域スポーツクラブ全国協議会
幹事長　　渡　邊　優　子

「こども性暴力防止法施行ガイドライン」について

平素より当協会スポーツ推進事業に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和６年６月に公布された「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（通称「こども性暴力防止法」）について、先般、その円滑な施行に向け、法及び法に基づく下位法令の解釈を示し、実際、法に基づく措置を実施する事業者や従事者の理解を促すとともに、児童等や保護者をはじめとする全国の皆様に対して、制度の詳細な全体像を示すため、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」が策定・公表されました。

当協会では、ガイドラインが策定されたことを踏まえ、令和７年１月に策定した「子どもに対する性暴力防止に向けた対応方針」に基づき、子どものスポーツ環境の健全性と安全性を確保するために具体的な取組を検討してまいります。

貴団体におかれましても、対応方針およびガイドラインを参考に対応をご検討いただくとともに、関係団体等への周知等を通じて、引き続き子どもたちが安全・安心にスポーツを楽しめる環境づくりへのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1. 同封資料
こども性暴力防止法施行ガイドライン

2. 参考情報

○　こども家庭庁ホームページ
「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

※本法律は、公布の日（令和 6 年 6 月 26 日）から起算して 2 年 6 カ月以内に施行された上で、学校設置者等に児童生徒に対する性暴力等を防止するための措置が義務付けられる他、認定事業者（学習塾やスポーツクラブ等）に対しても、学校設置者等に求められる措置の実施が義務付けられます。事業者の認定は任意の制度ですが、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなど、子ども向けの事業を実施しているスポーツ団体も対象と成り得ます。

○　日本スポーツ協会における子どもに対する性暴力防止に向けた対応方針
https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid149.html#10

○　政府広報オンライン
「こどもを性被害から守るために周囲の大人ができること」
https://www.gov-online.go.jp/article/202312/entry-5240.html

【本件に関する問合せ先】
インテグリティ推進部　インテグリティ推進課
TEL：03-6910-5817
MAIL：cleansport@japan-sports.or.jp